

# 特殊詐欺被害の未然防止に向けた当会の取組みについて

2018年4月27日  
愛媛県信用漁業協同組合連合会

当会では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客様を対象に、下記のとおり、JF貯金口座に係るATMでのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATM操作に不慣れなご高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客様の大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 対象となるお客様

満70歳以上の個人のお客様で、過去3年以上、JF貯金口座でATMでのお取引がない方  
(判定日は当会所定の時期とします)

## 2. 利用制限について

上記1. に該当するお客様で、JFマリンバンクキャッシュカードを利用した1日あたりの「貯金現金払い出し+振替（振込含む）合計金額」を当会所定の金額に制限させていただきます。

## 3. 利用制限の開始日

2018年6月1日（金）

## 4. その他

対象となったお客様で、利用制限を希望されないお客様はお取引のある当会本・支所及び代理店（漁協）窓口までお申し出下さい。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

愛媛県信用漁業協同組合連合会

本所  
宇和島支所  
各代理店

松山市二番町4丁目6番地2  
宇和島市築地町2丁目5番地7

TEL：089-933-8719  
TEL：0895-22-1232